

毎月第三日曜日は  
「家庭の日」です

この日は、ゆっくりと体を休め  
一家団らんの日としましょう

# 八郷云報

N. 121 1965. 8. 15

発行所 八郷町役場

茨城県新治郡八郷町

電話(柿岡)4番

発行責任者 岩本佳之

印刷所 飯島印刷所

町の人口  
男 14,694人  
女 15,235人  
計 29,929人  
世帯数 5,660戸  
(8月1日現在)

第4回臨時議会

柿岡中第  
二期工事

今月から着工、教室10つくる  
三千一百八十万円で契約

第四回臨時議会がさる  
七月二十一日午前十時から議  
場で開かれ、柿岡中学校第二  
期工事の請負契約について審  
議した結果、第二期工事を三  
千二百八十万円で武藤建設KK  
と契約することを議決した。

第二期工事の請負契約につ  
いては、三業者を指名し、入  
札したところ第一期工事に引  
けられることを議決した。

農地報償法とは  
農地報償法とは、正しく言  
えば、農地被買収者などに対  
する給付金の支給に関する法  
律、つまり、農地改革によっ  
て農地を買収された旧地主に  
対し、報償金を支給しようと  
いうものです。

農地改革は農業、農村の民  
主化、戦後経済の再建、ひい  
ては今日の日本経済の繁栄に  
大きく寄与した反面、農地を  
買収された人々に対し、生活  
や経済状態に大きな影響を与  
えました。

そこで、これらの人々の農  
地改革における貢献を認める  
とともに、その心理的、經濟  
的影响をも考えて、報償を行  
なうことになったわけです。

この報償金は、法にもとづ  
いて、農地(田と畠)を一畝  
歩以上買収された人、および  
その遺族に支給されます。

この場合の面積の計算は、  
買収された面積が対象となり  
ますが、被買収者が農地の売  
渡しを受けた場合は、売渡し  
を受けた面積を差引いた残り  
の面積に対し支給されます。

これらの買収された農地や  
売り渡された農地の面積は、  
田についてはそのままの面積  
ですが、畠については○・六  
乗じて計算することにな  
ります。

この報償金は、法にもとづ  
いて、農地(田と畠)を一畝  
歩以上買収された人、および  
その遺族に支給されます。

この場合の面積の計算は、  
買収された面積が対象となり  
ますが、被買収者が農地の売  
渡しを受けた場合は、売渡し  
を受けた面積を差引いた残り  
の面積に対し支給されます。

これらの買収された農地や  
売り渡された農地の面積は、  
田についてはそのままの面積  
ですが、畠については○・六  
乗じて計算することにな  
ります。

この報償金は、法にもとづ  
いて、農地(田と畠)を一畝  
歩以上買収された人、および  
その遺族に支給されます。

この場合の面積の計算は、  
買収された面積が対象となり  
ますが、被買収者が農地の売  
渡しを受けた場合は、売渡し  
を受けた面積を差引いた残り  
の面積に対し支給されます。

この報償金は、法にもとづ  
いて、農地(田と畠)を一畝  
歩以上買収された人、および  
その遺族に支給されます。

この場合の面積の計算は、  
買収された面積が対象となり  
ますが、被買収者が農地の売  
渡しを受けた場合は、売渡し  
を受けた面積を差引いた残り  
の面積に対し支給されます。

き続き武藤建設KKが落札した  
ものです。  
今度の工事は次のとおり

▽普通教室 七室  
▽特別教室 三室  
▽その他一、一七一・七平  
方筋(三五四坪) II 鉄筋コ  
ンクリート二階建  
□特別教室 二室  
二三七・六平方筋(七一・  
手、四十一年二月末日完成を  
目標に進められます。

八月二十二日から工事に着  
工され、第一期工事は完了  
しており、第二期工事の着工  
がまたれています。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

この給付金は十年(一反未  
満の場合は五年)以内に返  
還する無利子の記名国債  
です。

該当者は給付金請求書を  
提出し、県が認定するわ  
けです。受付けは八月二十日から  
始まる予定ですが、町とし  
ては役場内に特別に報償関  
係事務局をつくり、準備を  
進めており、準備完了次第  
申請者の皆さん個人に通知  
しますから、それまでお待  
ちください。

子ども会活動の前進を願い  
て、農業委員会の申告を  
証明書添付し、これらを  
農業委員会が調査して県に  
提出し、県が認定するわ  
けです。

子ども会活動の前進を願い  
て、農業委員会の申告を  
証明書添付し、これらを  
農業委員会が調査して県に  
提出し、県が認定するわ  
けです。

## 旧地主に報償金を支給

## 最高百万円で頭打ち

受付け日時は連絡します

給付金の額

被買収面積	反当り
1畝以上	1反以下
1反	1町
1町	2町
1町	3町
2町	3町
3町	

(1反以上については反  
未満は切り捨てて計算)

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

給付金を支給される遺族の  
範囲は、死亡した被買収者の  
配偶者、子、孫及び父母で、  
順位は子、孫、養父母、実父  
母の順となり、配偶者は常に  
この順位者と同じに扱われま  
す。

百万円で頭打ちとなりま  
す。

# 共家畜 継続加入の受付中!

## 病気の治療代を支払う

たまに、家畜共済の雑用  
加入申し込みを受け付けてお  
ります。

現在、家畜共済に加入して  
いる人は、今年の十月五日で  
家畜共済責任期間(一カ年の  
保険期間)が切れますので、  
共済に加入している家畜につ  
いては、八月三十日までに

### 加入できる家畜

種類	共済金	掛金	治療代
牛	50,000	5,210	2,930
乳	50,000	2,405	2,930
育	50,000	1,010	2,640
他	50,000	1,610	2,930
種	20,000	3,156	1,520
他	20,000	2,284	1,520
種	5,000	1,855	1,190
他	5,000	1,405	700

### 掛金と治療代

上記の表のとおりです。  
ここにのせた、共済金額や  
家畜は一部です。治療代は病  
気やケガなどで獣医師にかか  
ったときに支払われる金額で  
あります。

そのほか、くわしいことは  
農業共済課でおたづねください。

### ▼募金取締り条例▲

や品物などの供与や交付で、  
債務の履行として行なわれる  
もの以外のものをいいます。

### ▼許可の手続き▲

日ごろ私たちには、祭りや  
神社関係、学校関係の募金  
などいろいろ寄付を求める  
ことがあります。

また一方では、こうした募  
金を行なう立場にたつこと  
も、ままあります。

こうした際に、寄付が割  
当的であるとか、むりじい  
されたというたぐいの不平  
や不満を、さきどき耳にし  
ます。このような不愉快な  
ことをなくし、すべての募  
金が健全に行なわれるよう  
に、県に募金取締まりに関  
する条例が設けられています。  
この条例のあらましは

次とおりです。

## 多額の募金は許可を受けて できない“寄付”的むりじい

○募集金品などの総額が五万  
円に満たないもの

○市町村、県、国などが行な  
うもの

○社会福祉事業など法令の規  
定に基づき行なうもの

○宗教法人がその維持のため  
定期的に行なうもの

○そのほか特に知事が定めた  
もの

○採用予定時期 毎月一回

○試験科目 中学校卒業程  
度の学力についての筆記  
試験

○身分と給与 特別職の國  
家公務員として採用、初  
任給は一二、八〇〇円で  
すが、その他各種手当や  
衣服、食事が支給されま  
す

○その他 くわしいことは  
役場自衛隊相談係へお問  
い合わせください

●相談員  
学識経験者、民生委員、  
保護司さんたちで16名

●相談の内容  
生活上の問題、土地・住  
宅の問題、人権問題、行  
政苦情、その他なんでも

●相談の方法  
1、8、15、22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

●相談の電話番号  
1-8-15-22日  
午前10時~3時まで  
ところ  
八郷公民館

●相談の場所  
駐車場所 駐車時間(50分)  
八郷農協前 午前11時10分から  
芦穂支所 小幡林 午後1時30分から  
八幡林 午後2時50分から

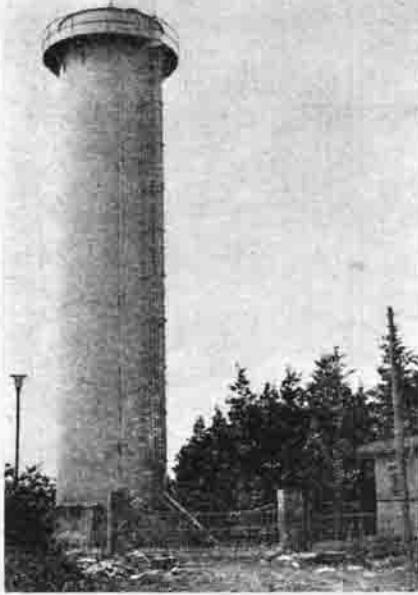
●相談の料金  
だれでも1ヶ月間無料で借りることができます

柿岡地区簡易水道

# 八月一日から給水開始

加入409戸、消火栓21個つける

- ▽総工費三千二百万円を投じ、二カ年の継続事業で
- ▽行なわれた「柿岡地区簡易水道」が完成、八月一
- ▽日から四〇九戸に対しても給水が開始された。



(ここから各家庭へ給水される)

戸に配水されると  
も、火災に備えて

二一個の消火栓が設

置されたので、火災

の防備にも大きな効

果が約束されました

なお、現在加入さ

れている方は、こ

れから水道を使用す

るにあたって、次の

ことがらに十分注意

してください。また

これから加入したい

方は、基本料金と工

事の実費額を納入していただ

け、取り付けることになっ

ています。

○蛇口の変更、取付位置の変

更などは、必ず水道係

へ届出ること

と

○蛇口の変更、取付位置の変

末に徴収する

○料金は前月分を当月の月

は水道係までおたずねく

ださい

○メーターの検針は毎月一

日に実施します

(ア)日・祝祭日(土曜日午後

を含む)及び午後五時か

ら翌日の午前八時三〇分

までは中沢ポンプ店へ

(イ)工事店に指定)へ

または柿岡中沢ポンプ店

宿江畑氏宅へ

水道の水ほとばしる一下  
宿江畑氏宅へ

後五時までは保険衛生課  
または柿岡中沢ポンプ店

(工事店に指定)へ

郡大会が、八月一日玉里中学

入賞は省略します。

第三回県民体育大会新治

守り異常があるときはすぐ医

師の診察を受けてください。

守り異常があるときはすぐ医

